

## 韓国の駢文受容と漢文書写文体の多様化

沈慶昊\*

### 1. 序言

韓国の古代国家の状況を文献記録によって考察すると、高句麗は122年から中国の詔を準備し、233年からは中国に書表を送った。長寿王の時は中国と外交文書を頻繁に往復した。572年には日本に対しても漢文の国書を送った。また、高句麗は372年に太学を設置して貴族子弟の教育を始め、中国から仏教経文を受け入れる一方、儒家經典である經經を解説した。

三国は歴史の編纂に努め、百濟では375年に高興が『書記』を、新羅では545年に居柒夫が国史を、高句麗では600年に李文眞が『留記』に基づいて『新集』5巻をそれぞれ編纂した。これらはすべて漢文で作成されたと推測される。

韓国で漢字漢文を受容して文字生活に活用したとしても、漢文文体の中で漢字の音調を考慮して平仄の規律を守った文章を初期から使用したとは見られない。むしろ初期の金石文には韓国式漢文を使用し、押韻を入れる銘を使用しないことから見ると、漢字漢文の音調を考慮していなかった可能性が多い。しかし、こうした状況は長続きしなかった。<sup>1</sup>

韓国の漢文は、文言語法による古文と、韓国語の語順を考慮して吏読を使う韓国式変格漢文の二種類が主流を成す。しかし、駢文も文字生活で重視されていた。その総合的な研究はまだ行われていないが、筆者がその一部の事実を概括したことがある。<sup>2</sup>

本稿は韓国における駢文の受容と、実際的な文字生活におけるその活用様相について簡単に紹介したい。

### 2. 韓国の漢詩文の押韻法と平仄法の受容

紀元後、いわゆる漢四郡地域の銅鏡を見ると、4-8文字から50-60文字に至る各種の文章が刻まれている。たいてい富貴、福祿、安康、長寿、安寧、繁栄、登仙を祈る内容で、各句は文法要素を活用した漢文で構成している。3言、4言、5言、6言(3言2句に分けられる)、7言の形式であるが、最も多い割合を占めるのは4言と7言である。銅鏡の銘文

\* 韓国高麗大学特勳名誉教授

<sup>1</sup> ちなみに日本の最古の漢詩集『懷風藻』は751年頃編纂されたが、その中に渤海の使者のための長屋王の邸宅で設けられた送別宴で参加者らは詩や詩序を作った。詩序は初唐代の新様式であるが、『懷風藻』に載せられた6編の詩序はすべて完璧な駢文である。道坂昭廣(1997)。

<sup>2</sup> 沈慶昊(2020)、225-300頁。

の中には押韻の形式を取ったものも相当ある。まず、次の(a)と(b)は七言詩で各句押韻をした。

(a) 大同江面6号墳出土銅鏡(尙方佳竟四神鏡-1)

尙方佳境真大好，上有仙人不知老。  
渴飲玉泉飢食棗，浮游天下敖四海。  
徘徊名山采神草，壽如金石國之保。

(b) 貞梧洞1号墳出土銅鏡(新有善同四神鏡)

新有善同出丹陽，凍[煉?]治[冶?]銀錫清而明。  
尙方御竟大毋傷，巧工刻之成文章。  
左龍右虎辟不羊，朱鳥玄武順陰陽。  
子孫備具居中央，長保二親樂富昌。  
壽敵金石如侯王

大同江面6号墳出土銅鏡(尙方佳竟四神鏡-1)は各句押韻を試みた。後代の切韻系の韻書である『廣韻』によると、好，老，棗，草，保は全て上声皓韻の字で、海は上声海韻の字である。海韻を通押したものの、極めて整然と押韻をしている。

貞梧洞1号墳出土銅鏡(新有善同四神鏡)も各句押韻をした。『廣韻』によると陽、傷、章、羊、陽、央、昌は平声陽韻であり、明は平声庚韻であるので、全体としては平声陽尹を基調にして庚尹と通押した。上古音で3は陽韻と庚韻が同じ部に属したはずである。

楽浪の資料として完全な漢文文章で叙述された墓地銘と神社碑がある。その中で「粘蟬縣神祠碑」は平安南道龍岡郡海雲面龍井里から出土したと伝えられている。<sup>3</sup> 山神に民の安寧を祭った内容を古隸の書体で記したものである。撰者、書者、刻者はすべて不詳であり、判読された文字は約59字程度である。序に該当する散文に続き、辞は4言12句で、計82字の韻文である。その内容は平山君の徳を称えながら風雨を順調にし土地を肥沃にして、民を豊かにし生活を有利にして、神光が民にまで及ぼすことを祈るということである。『廣韻』によって各句最後の字が属する韻を見ると、その一部から押韻痕跡を確認することができる。

現伝する漢文学作品の年代の確実なもの中、韓国人の手で成された漢文文章は414年に建立された「國岡上廣開土境平安好太王碑」の碑文である。この碑文は完全な漢文で広開土大王の業績と教命を堂々とした文体で叙述したが、押韻の銘は持っていない。

---

<sup>3</sup> 1913年、関野貞(1867-1935)と今西龍(1875-1932)などが平安南道龍岡郡海雲面於乙洞の土城址を調査した時、土城の東北約150m地点で発見した。碑身の上部が若干破損し、残った部分の高さは166cm、幅は108cm、厚さは13.2cm。自然石の一面を研いで周囲と石のふちに沿って線を引き、線と線の間にも縦線を引いて間隔を作り、その中に漢隸体で7行の碑文を書いたものである。

韓国の漢文文章や韻文で押韻を守るようになるのは、大体7世紀初めからではないかと推測される。すなわち、高句麗の嬰陽王23年(612)、乙支文徳が作った「贈隋右翊衛大將軍于仲文」は5言4句の詩で、次のような韻字を使用した。

神策究天文，妙算窮地理。理 『廣韻』良士切，上止，來。  
 戰勝功既高，知足願云止。止 『廣韻』諸市切，上止，章。

当時、すでに『韻系』系の韻書が輸入されており、中国風の押韻ができたのかもしれない。<sup>4</sup>

650年に製作された真徳女王の「織錦頌」は完全な音韻体系を守った。『廣韻』による押韻は以下の通り。（括弧内は平水韻）

大唐開洪業，巍巍皇猷昌。平聲 昌聲陽韻（平聲 陽）  
 止戈戎衣定，修文繼百王。平聲 云聲陽韻（平聲 陽）  
 統天崇雨施，理物體含章。平聲 章聲陽韻（平聲 陽）  
 深仁諧日月，撫運邁時康。平聲 溪聲唐韻（平聲 陽）  
 幡旗何赫赫，鉦鼓何鏗鏘。平聲 匣聲庚韻（平聲 庚）  
 外夷違命者，剪覆被天殃。平聲 彫聲陽韻（平聲 陽）  
 淳風凝顯遍，遐邇競呈祥。平聲 邪聲陽韻（平聲 陽）  
 四時和玉燭，七曜巡萬方。平聲 非聲陽韻（平聲 陽）  
 維嶽降宰輔，維帝任忠良。平聲 來聲陽韻（平聲 陽）  
 五三成一德，昭我唐家皇。平聲 匣聲唐韻（平聲 陽）

この詩は「蘇若蘭織錦圖」の故事を模して廻文体で作成されたはずであるが、『三国史記』には改行なしに書写しており、その本来の姿が分からない。五言長篇は一韻到底を定格とするが、この詩も大体一韻到底の形式を守っている。しかし、押韻では同じ韻目の字を使用できず、平声陽韻と唐韻、そして庚韻を通押している。

その後、韓国文学で押韻の資料は長い間見当たらない。元暁の「彌陀證性歌」、「金剛三昧經論」の偈頌はいずれも7言4句の形式であるが、押韻はしなかった。ただ、『三国遺事』収録の偈頌や挿入詩などを見ると、新羅では5言絶句と7言絶句が重視されたと推測できる。8世紀中頃になると慧超（704－787）の『往五天竺國傳』には抒情詩が挿入されている。それらの詩は、押韻と平仄の規則に厳格には守っていないが、対偶の形式

<sup>4</sup> 『三国史記』卷5、新羅本紀5、真徳女王4年(650)。“六月，遣使大唐，告破百濟之衆。王織錦作五言太平頌，遣春秋子法敏，以獻唐皇帝。”

など律詩の規律を守ろうとした。885年(新羅憲康王11年)、唐留学生出身の崔致遠の帰国は、韓半島の漢文学が中国の古典詩文形式を完全に受容した記念碑的な事件といえる。崔致遠が886年正月に『桂苑筆耕集』および『中産覆篋集』、そして近体詩100首余りなど詩文集28巻を捧げると、憲康王は崔致遠を侍讀兼翰林學士守兵部侍郎知瑞書監とした。乙支文徳の詩や新羅の「織錦松」以降、各種の漢詩形式が確立される9世紀まではかなり長い期間といえる。その間、韓半島では中国詩文の持つ形式的要件を理解できず、受け入れなかったのだろうか。それはそうではない。

これと関連して注目すべきは、654年(義慈王14)頃の「砂宅智積碑」である。この碑文は押韻をしないが、四六駢儷体を意識して対偶を使用し、句末の平仄を一定した規則によって調整している。<sup>5</sup>

甲寅年正月九日奈祇城砂宅智積。  
 慷身日之易往，慨體月之難還。  
 平平仄平仄仄 仄仄仄平中平  
 穿金以建珍堂，鑿玉以立寶塔。  
 平平仄仄平平 仄仄仄仄仄仄  
 巍巍慈容，吐神光以送雲。  
 平平平平 仄平平仄仄平  
 峩峩悲狼，含聖明以□□。  
 平平平平 平仄平仄

平水韻によると還は平声刪韻，塔は入声盍韻，雲は平声文韻である。ただ、後代のいわゆる鈇簾（簾律）は守っていない。

駢文は四六句の句調を基本として駢偶をとり、音調の諧和を図った。それと共に、典故を煩わしく使って華美を追求した。駢偶の句調は4字句或いは6字句からなる。音調の諧和は、用字の音律規則や韻律の調和を指すが、特に平仄相対を指す。すなわち上下の聯は領字と散句を除いてその平仄が相互対称をなす。①相対の句の節奏点の平仄は互いに反対、②毎句末字の平仄は互いに反対、③上聯末句の末字と下聯首句の末字の平仄は同じということを原則とする。<sup>6</sup> ③を韓国では鈇律、或いは簾律という。

韓国の場合、文献から確認される最古の四六文集は『新唐書』に記録されている崔致

<sup>5</sup> 花崗岩の碑で、高さ102cm、幅38cm、厚さ29cmの碑身が残っており、井間の中に4行56字が刻まれている。1948年、扶余官北里で発見された。百済に沙氏の姓があった点、百済に大佐平智積という人物がいた点などから、百済の碑石と推定されている。韓國古代社會研究所編(1992)、『譯註 韓國古代金石文』 2、駕洛國史蹟開發研究院。

<sup>6</sup> 姜書閣(1986)、鈇說、1～17頁；莫道才主編(1997)、前言、8頁。

遠の『四六』1巻である。崔致遠の『四六』も、李商隱の『樊南四六』と類似した文体を収録したものと推定される。高麗時代の崔濯(1287-1340)は『東人之文四六』を編じ、事大表狀・冊文・

麻制・教書・批答・祝文・道詞・佛疏・樂語・上梁文・陪臣表狀・表・牋・狀・啓・詞疏・致語など17種類の文体を収録した。

しかし、駢文は崔致遠が活躍していた9世紀より2世紀も早く韓国の文字生活で活用されていた。

### 3. 駢文の初期受容

韓国における駢文の受容と関連して注目すべき資料として強首の作と知られている「答薛仁貴書」(『三国史記』第7巻「文武王・下」所収)がある。670年、新羅の文武王は熊津都督府を陥落し、671年新羅軍は唐軍5300人余りの首を切り、將軍を捕虜にした。唐総官の薛仁貴は西海を渡り、新羅僧の琳潤を通じて檄文性格の書札を送った。「答薛仁貴書」はそれに対する返信で、太宗武烈王が唐太宗22年(650)に入朝して以来、これまで[唐高宗21年、670年]約20年間事大をし、羅唐が連合して百済や高句麗を滅亡した事実を記し、新羅の立場を弁論した。

「薛仁貴書」

行軍摠管薛仁貴致書新羅王。

清風萬里，大海三千，天命有期，行遵此境。

○○●●●●○○ ○●●○○○●●

奉承機心稍動，窮武邊城。去由也之片言，<sup>7</sup> 失侯生之一諾。<sup>8</sup> (中略)

●○○○●●○○○○ ●○○○○○ ●●○○●● (中略)

今王去安然之基，厭守常之策。遠乖天命，近棄父言。

○●●○○○○●●○○● ●○○●●●○○

侮暴天時，侵欺隣好。一隅之地，僻左之陬。

●●○○○○●●●○○●●○○○

率戶徵兵，連年舉斧。孀姬輓粟，稚子屯田。

●●○○○○●● ○○●●●●○○

守無所支，進不能拒。以得裨喪，以存補亡。

●○○○●●○○● ●●●●●○○○

<sup>7</sup> 仲由の片言：子路が片言をもって獄事を決断できたという意味で、言葉が信頼できたことを言う。『論語』「顔淵」。

<sup>8</sup> 侯生の一度の承諾：戦国時代の魏の公子無忌の上客である侯嬴が、無忌が趙を救おうとした時、晋鄙の兵士を動員できるように兵符を奪わせ、秘密を守ろうとして自決した。約束を重んじることを意味する。『史記』「魏公子列傳」。

大小不侔，逆順乖紘。

●●●○●●○●

亦由持彈而往，暗於枯井之危，捕蟬而前，不知黃雀之難。

●○○○○●●●○●○○ ●○○○●○○●○○

此王之不知量也。

●○○●○○●●

「答薛仁貴書」

粉身碎骨，望盡驅馳之用，肝腦塗原，仰報萬分之一。(中略)

●○●●●●○○○● ○●○○●●●○○●(中略)

黃河未帶，太山未礪，三四年間，一與一奪。

○○●●●○○●● ○●○○●●●●●

新羅百姓，皆失本望。

○○●●○●●●●

並云：‘新羅百濟，累代深讐。

●○ ○○●●●●○○

今見百濟形況，別當自立一國。百年已後，子孫必見吞滅。

○●●●○●●●●●●●● ●○●●●●○●●●○●

新羅既是國家之州，不可分為兩國。願為一家，長無後患。’

○○●●●○○○○●●○○●●● ●○●○○○○●●●

去年九月，具錄事狀，發使奏聞，被漂却來。更發遣使，亦不能達。

●○●●●●●●●● ●●●○●○○○●●●●●●●●●●●

於後風寒浪急，未及聞奏。百濟構架奏云：‘新羅反叛。’

○●○○●●●●○○●● ●●●●●○○○○●●●

新羅前失貴臣之志，後被百濟之譖。進退見咎，未申忠款。

○○○●●○○○●●●●●○○●● ●●●○●○○○●●

似是之讒，日經聖聽，不貳之患，曾無一達。

●●○●●○○●○●● ●●○○●○○●●●

使人琳潤至，辱書仰承，摠管犯冒風波，遠來海外。

●○○●●●●○○●○●● ●●●●○○○●○○●●●

理須發使郊迎，致其牛酒，遠居異城，未獲致禮。

●○●●○○○●○○○●● ●○○○●●●●●●●

時闕迎接，請不為怪。

○○○●●●●○○●

「答薛仁貴書」は伝達する内容が多く、緊迫して、上記の3つの要件をうまく守れなかった。しかし、その後新羅では駢文が次第に発達した。

駢文は仏教の文章でまず活用された。元暁（617-686）は偈頌は残したが詩は残しておらず、仏教関係の文章は駢文で作成した。『菩薩永樂本業經』の經疏につけた「本業經疏序」を見ると、駢文の句式を模範としながら部分的に簾律を守ったことが分かる。<sup>9</sup>

原夫二諦中道，乃無可道之津，重玄法門，逾無可門之理。

- 道[上皓] 津[平眞] 門[平魂] 理[上止]

無可道故不可以有心行，無可門故不可以有行人。

- 行[平庚] 入[入緝]

然以大海無津，汎舟楫而能渡，虛空無梯，翮羽翼而高翔。

- 津[平眞] 渡[去暮] 梯[平齊] 翔[平陽]

是知無道之道，斯無不道，無門之門，則無非門。

- 道[上皓] 道[上皓] 門[平魂] 門[平魂]

無非門故事事皆爲入玄之門，無不道故處處咸是歸源之路。

- 門[平魂] 路[去暮]

歸源之路甚夷，而無人能行，入玄之門泰然，而無人能入。

- 行[平庚] 入[入緝]

良由世間學者，着有滯無故也。

- 學[入覺] 無[平虞]

着有相者，將有待之危身，趣無限之法相，數數而無已。

- 身[平眞] 相[平陽/去漾]

逐名而長流，滯空無者，恃莫知之盲意，背生解之教門，昏醉而無醒，搖首而不學。

- 意[去志] 門[平魂] 醒[上迴] 學[入覺]

是故，如來無緣大悲，爲彼二類，令入佛道，說此兩卷，瓔珞法門，

- 類[去至] 道[上皓] 卷[上彌] 門[平魂]

欲使長流者止，遊八不之坦路，摧七慢之高心。

- 路[去暮] 心[平侵]

昏醉者悟，學六入之明門，伏五住之闇陣。

- 門[平魂] 陣[去震]

於是備架福智兩楫，能渡乎佛法大海，雙運止觀二翼，高翔乎法性虛空。

斯爲本業之大意也。

- 楫[入葉] 海[上海] 翼[入職] 空[平東]

<sup>9</sup> 元暁，「本業經疏序」，徐居正等，『東文選』卷83；金英泰(1999)。

其爲教也，文理俱精，旨極妙而辭逸，文甚括而語詳。

- 逸[入質] 詳[平陽]

行階階而德備，事洋洋而理窮。窮因果之源流，究凡聖之始終。

- 備[去至] 窮[平東] 流[平尤] 終[平東]

照千條之森羅，明一味之洪通。

- 羅[平歌] 通[平東]

余乃六性六忍，綜八會之廣要，三觀三諦，貫六百之玄宗。

- 忍[上軫] 要[平宵] 諦[去霽] 宗[平冬]

二土二身，帶十方而普現，一道一果，含萬德而都融。

- 身[平眞] 現[去霽] 果[上果] 融[平東]

然後乘薩云之寶乘，還三界之故宅，開菩薩之本行，示六重之瓔珞。

- 乘[平蒸] 宅[入陌] 行[平庚] 珞[入鐸]

故言菩薩瓔珞本業經也。

文武王(626-681)の遺詔は『三国史記』卷7新羅本紀7文武王(626-681)「21年秋7月1日」条に載っている。遺詔の本来の内容は、文武王が儒教の政治理念に忠実に民を撫したこと、葬儀に関しては仏教式の火葬を命じたものの、陵墓を質素に作らせるなど儒家的思惟を含んでいる。文武王の碑文は駢文である。ごく一部で平仄の混乱があるが、平仄の交替と簾法は守られた。「屬續之後十日」以降、最後まで具体的な遺言を写したもので、駢文ではなく古文で作成している。

秋七月一日，王薨。謚曰文武。羣臣以遺言，葬東海口大石上。俗傳王化爲龍，仍指其石爲大玉石。遺詔曰：

寡人運屬紛紜，時當爭戰。： 紜(平) 戰(仄)

西征北討，克定疆封。： 討(仄) 封(平)

伐叛招携，聿寧遐邇。： 携(平) 邇(仄)

上慰宗祧之遺顧，下報父子之宿冤。： 顧(仄) 冤(平)

追賞遍於存亡，疏爵均於內外。： 亡(平) 外(仄)

鑄兵戈爲農器，驅黎元於仁壽。： 器(仄) 壽(仄\*)

薄賦省徭，家給人足。： 徭(平) 足(仄)

民間安堵，域內無虞。： 堵(仄) 虞(平)

倉廩積於丘山，囹圄成於茂草。： 山(平) 草(仄)

可謂無愧於幽顯，無負於士人。： 顯(仄) 人(平)



自犯冒風霜，遂成痼疾。	：霜(平) 疾(仄)
憂勞政教，更結沉痾。	：教(仄) 痾(平)
運往名存，古今一揆。	：存(平) 揆(仄)・
奄歸大夜，何有恨焉？	：夜(仄) 焉(平)
太子早蘊離[离]輝，久居震位。	：輝(平) 位(仄)
上從羣宰，下至庶寮。	：宰(仄) 寮(平)
送往之義勿違，事居之禮莫闕。	：違(平) 闕(仄)
宗廟之主，不可暫空。	：主(仄) 空(平)
太子即於柩前，嗣立王位。	：前(平) 位(仄)
且山谷遷貿，人代椎[推]移。	：貿(仄) 移(平)
吳王北山之墳，詎見金鳧之彩？	：墳(平) 彩(仄)
魏主西陵之望，唯聞銅雀之名。	：望(仄) 名(平)
昔日萬機之英，終成一封之土。	：英(平) 土(仄)
樵牧歌其上，狐兔穴其旁。	：上(仄) 旁(平)
徒費資財，貽譏簡牘。	：財(平) 牘(仄)
空勞人力，莫濟幽魂。	：力(仄) 魂(平)
靜而思之，傷痛無已。	：之(平) 已(仄)
如此之類，非所樂焉。	：類(仄) 焉(平)
屬纊之後十日，便於庫門外庭，	：日(仄*) 庭(平*)
依西國之式，以火燒葬。	：式(仄*) 葬(仄)
服輕重，自有常科，	：重(仄) 科(平)
喪制度，務從儉約。	：度(平) 約(仄)
其邊城・鎮遏及州縣課稅，	：遏(仄) 稅(仄)
於事非要者，並宜量廢[廢]。	：要(仄) 廢(仄)
律令格式，有不便者，即便改張。	：便(平) 張(平)
布告遠近，令知此意，主者施行。	：近(仄) 意(仄) 行(平)

文武王に関しては「文武王陵碑」の碑片が現伝する。文武王陵の碑文は一部だけ見ても完全な駢文であることが分かる。<sup>10</sup> そして碑文は級飡の国学少卿の金■■、字は大舍の韓訥儒が書いたと伝える。文武王の詔勅も金級飡が作成した可能性がある。文武王の遺詔と「文武王陵碑」碑文は新羅の早い時期の駢文の事例と言えるだろう。

<sup>10</sup> 沈慶昊(2021)。

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	09	08	07	06	05	04	03	02	01		
																													01
																													02
																													03
																													04
																													05
																													06
																													07
																													08
																													09
																													10
																													11
																													12
																													13
																													14
																													15
																													16
																													17
																													18
																													19
																													20
																													21
																													22
																													23
																													24
																													25
																													26
																													27
																													28
																													29
																													30
																													31
																													32
																													33
																													34
																													35
																													36
																													37
																													38
																													39
																													40
																													41

図 1「文武王陵碑」の前面

駢文の発達に伴い、金石文には用韻の銘も活発に創作された。新羅では8世紀初に押韻の方式を活用し始める。719年の「甘山寺彌勒彫像記」と771年の「聖徳大王神鐘銘」は洗練された文章であり、<sup>11</sup> 詞は換韻。『広韻』と平水韻の韻属を見ると、押韻が比較的整然としている。ただ最後の6聯の二カ所で平声鍾韻と上声腫韻を通押したのは近体詩の規則に反する。

紫極懸象，黃輿啓方。山河鎮列，區宇分張。	方(平陽) 張(平陽)
東海之上，衆仙所藏。地居桃壑，界接扶桑。	歲(平唐) 桑(平唐)
爰有我國，合爲一鄉。元元聖德，曠代彌新。	鄉(平陽) 新(平眞)
妙妙清化，遐邇克臻。將恩被遠，與物霑均。	臻(平臻) 均(平諄)
茂矣千葉，安乎萬倫。愁雲忽慘，慧日無春。	倫(平諄) 春(平諄)
恭恭孝嗣，繼業施機。治俗仍古，移風豈違。	機(平微) 違(平微)
日思嚴訓，常慕慈輝。更以脩福，天鍾爲祈。	輝(平微) 祈(平微)
偉哉我后，盛德不輕。寶瑞頻出，靈符每生。	輕(平清) 生(平庚)
主賢天祐，時泰國平。追遠惟勤，隨心願成。	平(平庚) 成(平清)
乃顧遺命，于斯寫鍾。人神獎力，珍器成容。	鍾(平鍾) 容(平鍾)
能伏魔鬼，救之魚龍。震威暘谷，清韻朔峯。	龍(平鍾) 峯(平鍾)
聞見俱信，芳緣允種。圓空神體，方顯聖蹤。	種(上腫) 蹤(平鍾)
永是鴻福，恒恒轉重。	重(上腫)

慶尚北道慶州市栢栗寺址にあった南北国時代の統一新羅期における異次頓関連記念碑は、仏教を提唱し、527年(法興王14)に殉教した異次頓を記念するために建立された。判読可能な銘文の中には建立年代を考証できる年号は無い。ただ、『三国遺事』巻3の厭觸滅身条の記事により、建立年代を817年(憲徳王9)と推定されたが、銘文は四言句を並べた部分があるが、当時流行した駢儷文では無い。建立年度を再考する必要がある。あるいは、銘文を作成した作家層が違っていただかもしれない。

#### 4. 高麗・朝鮮における駢文活用の簡史

9世紀末、崔致遠が製作したいわゆる「四山碑銘」に至ると、序が駢文と古文の総合を追求し、銘は換韻法を積極的に活用した。<sup>12</sup> そのうち「大崇福寺碑銘」は886年(憲康王

<sup>11</sup> 韓國古代社會研究所編(1992b)。

<sup>12</sup> 朝鮮時代の海眼は崔致遠が作った「大崇福寺碑銘」(新羅初月山大崇福寺碑銘并序)、「雙溪寺眞鑑禪師大空塔碑」、「聖住寺郎慧和尚白月葆光塔碑」、「鳳巖寺智證大師寂照塔碑」などを四山碑銘と呼んだ。イ・グウィ(2002)によると崔致遠が30歳に作った「崇福寺碑」と「眞鑑禪師碑銘」は駢儷体を踏襲したが、「智證大師碑銘」(885年製作令を受け、893年に完成)と「朗慧和尚碑銘」(890

12) に製作の命令を受けたが、896年(真聖女王10) に撰述した。駢文の序は、斉数対の正対(的名対)はもちろん、詞性対・反対(背体対)・意対・雙句対・隔句対・流水対など多様な待遇を使用し、領字を置く參差対を適切に配分している。<sup>13</sup>「大崇福寺碑銘」の銘は八つの韻を換韻した。<sup>14</sup>

統一新羅末期—高麗初期には駢文が優位を保った。新羅末—高麗初の崔彦摛(868-941)は11篇の碑文を残したが、その中で「法鏡大師碑」を見ると、駢文の特色が明らかである。崔彦摛は四六句の待遇を使いつつ、儒教は仁義の道を『詩経』をもって、道教は玄虚の道を『道德経』をもってそれぞれ闡明したと併置している。

高麗時代の崔承老(927-989)の奏議は古文であるが、駢儷体の簾律を部分的に導入している。崔承老の「上時務書」は、太祖から景宗までの5人の王に対する治績評、北界の確定と防衛策、功德齋武徳寺の廃止、僧の宮中への立ち入り禁止、王の佛法崇信の抑制、社会問題および中国との新しい関係定立など28条を建議した。そのうち22ヶ条が『東文選』に伝える。<sup>15</sup>形式は以下の通り。

臣生長草野，性稟愚暗。且無學術，幸值明時。	暗[仄]-時[平]
久叨近職，累竊殊榮。	職[仄]-榮[平]
雖微長策可以匡時，猶有片心期於報國。	時[平]-國[仄]
竊見開元史臣吳兢撰進貞觀政要，欲勸玄宗勤修太宗之政。	要[平]-政[仄]
盖以事體相近，不出一家而其政休明，可爲師範也。	近[仄]-明[平]
臣伏見太祖之創業垂統。所謂祖有功也。	統[仄]-功[平]
諸宗之嗣位守成。所謂宗有德也。	成[平]-德[仄]
祖既有國有家，以啓子孫之福慶。	家[平]-慶[仄]
宗乃或興或廢，未免一時之過愆。	廢[仄]-愆[平]
所以然者，政有理荒，事有善惡。	荒[平]-惡[仄]
多不慎終如始，至於危亂，是誠可痛也。	始[仄]-亂[仄]**
自我太祖開國以來臣所及知者，皆誦在臣心。	者[仄]-心[平]
今謹錄五朝政化善惡之跡可鑒可戒者，條奏以聞。	者[仄]-聞[平]

年王命を受け、892年完成したと推測される)は、完全な駢儷体ではないという。

<sup>13</sup> 対偶の形式については朱承平(2003)。

<sup>14</sup> 平水韻によると、下平声七陽(陽・方・昌・藏)、上声七麌(禹・土・浦)と上聲二十五有(母)の通押、上平声十一真(眞・隣・因・春)、去声四寘(地・瑞・至・事)、上平声一東(工・宮・紅・融)、上声九蟹(灑)と去声二十二禡(瀉・夜・下)の通押、入声十三職(國・力・食・極)、上声二十五有(友・首・肘・朽)などを韻字を使用した。

<sup>15</sup> 崔承老、『東文選』卷52奏議、「上時務書」。

伏審我太祖神聖大王之御極也，	
時當百六，運協一千。	六[仄]-千[平]
當初翦亂夷凶，天生前主而假手在後，	凶[平]-後[仄]
膺圖受命，人知聖德以歸心。	命[仄]-心[平]
於是值金鷄自滅之期，乘丙鹿再興之運。	期[平]-千[仄]
不離鄉井，便作闕庭。	井[仄]-庭[平]
定遼溟之驚波，得秦韓之舊地。	波[平]-地[仄]
十有九載，統一寰瀛。	載[仄]-瀛[平]
可謂功莫高矣，德莫大焉。	高[平]-大[仄]
若契丹者，與我連境，宜先修好，而彼又遣使求和。	境[仄]-和[平]
我乃絕其交聘者，以彼國嘗與渤海連和，忽生疑貳，	和[平]-貳[仄]
不顧舊盟，一朝殄滅。	盟[平]-滅[仄]*
故太祖以爲無道之甚，不足與交。	甚[仄]-交[平]
所獻駱駝，亦皆弃而不畜。	駝[平]-畜[仄]
其深策遠計，防患乎未然。	計[仄]-然[平]
保邦于未危者，有如此也。	危[平]-此[仄]
渤海既爲丹兵所破，其世子大光顯等，以我國家舉義而興，	等[仄]-興[平]
領其餘衆數萬戶，日夜倍道來奔。	戶[仄]-奔[平]*
太祖憫念尤深，迎待甚厚，	深[平]-厚[仄]
至賜姓名，又附之宗籍，使奉其本國祖先之禋祀。	籍[仄]-祀[仄]**
其文武參佐以下，亦皆優沾爵命。	下[仄]-命[仄]**
其急於存亡繼絕，而能使遠人來服者，又如此也。	絕[仄]-服[仄]**
百濟甄萱，兇悖好亂，殺主虐民。	亂[仄]-民[平]
太祖聞之，不遑寢食，行師討罪，卒成匡復。	食[仄]-復[仄]**
其不忘舊主，定傾扶危者，又如此也。	主[仄]-危[平]*
自新羅之季，至我國初，	季[仄]-初[平]
西北邊民，每被女真蕃騎往來侵盜。	民[平]-盜[仄]
太祖斷自宸衷，遣一良將鎮之。	衷[仄]-之[平]
不勞寸刃，反令蕃衆來歸。	刃[仄]-歸[平]*
自是塞外塵清，邊境無虞，	清[平]-虞[平]**
其知人善任，柔遠能邇者，又如此也。	任[平]-邇[仄]
新羅君臣，以運盡數窮。	臣[平]-窮[平]**
自求歸化，讓至再三，然後許之。	化[仄]-三[平]
東自溟州，至與禮部，	州[平]-部[仄]

其間百十餘城，莫不懷于有仁，應時來服。

城[平]-服[仄]

其能以禮讓而人無不服者，又如此也。

服[仄]-此[仄]

(以下略)

官僚文人らにとって最も重要な上行文字は奏議体散文である。ところで韓国は奏議体散文に関しては高麗中期から唐の陸贄(754-805)の『唐陸宣公奏議』から少なからぬ影響を受けた。陸贄は奏議文の行文で政治・経済・軍事・制度など様々な事柄を提起し、それに対する分析的な意見や一般理念を論じて自分の見解を表明する方式は、近代以前における政治社会の文書で最も重要な模範として繰り返して喚起された。陸贄の奏議文はすなわち議論駢文であった。<sup>16</sup>

朝鮮時代にも駢文が重視された。特に外交上の理由で駢文の製作に傾注した。

周知の通り、明太祖は1373年(洪武6)8月、表箋と奏疏の製作の際、事実を隠蔽しがちな浮華した四六変麗を使用せず、典雅簡古な文章を使用するようにし、柳宗元の「代柳公綽謝表」と韓愈の「賀雨表」を文式として公表した。<sup>17</sup>そして、翰林院学士の劉三吾と右春坊右贊善の王俊華に慶賀謝恩表箋成式の制定を命じ、1392年(洪武25年)9月に慶賀・謝恩の表箋文式を頒布した。<sup>18</sup>その後、永樂帝は翰林儒臣らに張良・鄧禹・諸葛亮・董仲舒・賈誼・劉向・谷永・陸贄などの奏議の選集を命じ、1416年12月『歷代名臣奏議』を頒布した。<sup>19</sup>

明の朝廷は国内の官僚らに表箋奏疏の文式に四六駢儷体を使わないよう命じたが、これが周辺国にまで効力を有したわけではない。しかも『歷代名臣奏議』所収の奏議は「典雅簡古」を追求したものが大部であるが、依然として四六駢儷体変麗の様式が支配的であった。朝鮮の朝廷は『歷代名臣奏議』を受容して、文章練習に活用することもあった。1782年3月に金鍾秀は『歷代名臣奏議』を8巻分量に要約して抄本を完成した。<sup>20</sup>

<sup>16</sup> 陸贄の奏議と奏草を収めたことを『唐陸宣公奏議』・『中興奏議』といい、制誥のみを単行したことを『翰苑集』といい、制誥、奏議、奏草を会集したことを『唐陸宣公集』・『陸宣公翰苑集』・『陸宣公全集』・『陸贄集』という。朝鮮では奏議と奏草だけを集めた『唐陸宣公奏議』を覆刊し、それが広く読まれた。沈慶昊、「譯註 陸宣公奏議 解題」、陸贄著、沈慶昊・金愚政共譯、『(譯註)唐陸宣公奏議』、傳統文化研究會、2018-2019。

<sup>17</sup> 「詔禁四六文辭」は『明史』や『明實錄』には見当たらず、『昭代典則』(巻7)に収録されている。“上命翰林儒臣擇唐宋名儒表箋可爲法者。翰林儒臣，以柳宗元「代柳公綽謝表」，及韓愈「賀雨表」進。上命中書省臣錄二表爲天下式。因諭群臣曰：‘唐虞三代，典謨訓誥之辭，質實不華，誠爲千萬歲法。漢魏間猶爲近古，晉宋以來，文體一衰，駢儷綺靡，而古法蕩然矣。唐宋之時，名儒輩出，雖欲一變，而卒不能盡變。近代制詔章表之類，仍蹈舊習。朕嘗厭其彫琢，殊異古體，且使事實爲浮文所蔽。自今凡誥論臣下，辭務簡古，以革弊習。爾中書播告中外臣民，凡表箋奏疏，毋用四六對偶，悉從典雅。’”李暉光の『芝峯類說』(巻8)は『昭代典則』のその記録を節録した。

<sup>18</sup> 『昭代典則』洪武25年(壬申)9月「頒表箋文式于天下」条。

<sup>19</sup> 『昭代典則』永樂14年(丙申)12月「歷代名臣奏議」条。

<sup>20</sup> 『承政院日記』1543冊(脫草本83冊)正祖7(1783)10月20日(戊寅)；金鍾秀、『夢梧集』巻2、「進國朝名

国朝名臣の奏議もやはり駢文或いは駢文投式が支配的であった。更に朝鮮朝廷は表箋の製作で駢文を使い続けた。<sup>21</sup>

正祖は抄啓文臣と成均館の儒生に対して実施された科擧の施行経緯・榜目・試卷を収録した科文集の編纂を命じ、『奎華名選』(1794)、『正始文程』(1795)などが編纂された。この中『正始文程』は抄啓文臣制を実施して15年が経過した1795年(正祖19)4月に実施した親試の試卷を集めたものである。1781年(正祖5)頒布した『文臣講製節目』を見ると、抄啓文臣の論・策・表・排律・序・記などに定められていた。その後、律詩・頌教文・上樑文・批答・教書など計30個の文体が追加され、論・策・序・記・説・辯・題・跋・咨文・奏文・表・箋・啓・詔・頌教文・教書・批答・露布・檄・上樑文・箴・銘・頌・排律・七律・五律・賦が試験科目と設定される。この中、表、律詩、賦、排律、策の順で多く出題され、中でも表の比重が最も高かった。<sup>22</sup>

郷村と公共機関、宮殿で使用する文体の中には、駢文を利用する上樑文が非常に重視された。上樑文は主に序文と六偉頌で構成され、序文は駢文で作るのが普通であった。六偉頌は「兒郎偉」で始まる6つの句を指す。高麗・朝鮮の知識人らは駢文を練磨したが、実際の創作はそれほど容易ではなかった。形式美を守りつつも、家を建てる意味を深く提示し、祝寿の意味を荘重に表現しなければならなかったためである。秋史金正喜は1818年「海印寺重建上樑文」を作った。金正喜の初期作であるが、1971年の大寂光殿の補修の時、梁から発見された。これに先立ち、金時習は『金鰲新話』の「龍宮赴宴録」に自分創作の「佳會閣上樑文」を入れておいた。

儀礼的な文章ではなく文人層の作文においても、駢文は非常に重視された。朝鮮後期における平安道地域の豪傑であった李時恒(1672-1736)は駢文に長け、1727年(英祖3)、謝恩使兼陳奏使の沈壽賢の従事官として清に行た。<sup>23</sup> 死後、雲山の先塋に返葬され、翌年1737年(英祖

---

臣奏議要略節」。「奎章閣提學金鍾秀筭曰：“伏以、臣頃年、就歷代名臣奏議、鈔節成書之後、心竊思之、國朝名臣奏議之可傳於後世者、亦多矣。進言之盛、既無愧於古人、來諫之美、尤有光於聖德、是皆不可以無傳也。(中略)遂採諸家文集與野乘、略始衷輯、而鄉曲之間、書籍不備、流離之際、草藁多佚、仍之洊傷喪威、神精錯落、實無餘力可了此事、遂投之故紙中、不復窺見、于今十年。乃聖上、於歷代奏議要略進御命下之日、申命臣以國朝奏議之役。及臣據實仰對、則乃教曰、爾其卒成之、爾既不得朝夕于左右、爾之所可自效者、不其在此歟? 臣承命感激、重加纂次、彙爲六卷、謹此投進。” 答曰：“省筭具悉。所進續編三冊、義例雖倣原書、存拔尤切觀省、卿之編摩之勞、予庸嘉歎、序文纔日撰出、方言弁之卷首矣。”

<sup>21</sup> 沈慶昊(1999)、147-148頁。

<sup>22</sup> 沈慶昊(2016a)、131-157頁。

<sup>23</sup> 金景瑞の伝記『金將軍遺事』を筆者でもある。本貫は遂安、字は士常。故郷の平壤の和浦の地名から取って号を和隱とした。晩年は和浦の別墅の堂を保晩堂とし、号を晩隱とした。柳尚運(1636-1707)の協力で学業に努め、1700年(肅宗26)の増廣文科で丙科及第したが、科擧試験で不正を犯した者がいて罷榜され、翌年復設科擧で及第した。

13)妻の淑仁金氏が奴婢を売って文集『和隱集』を刊行した。<sup>24</sup> 李時恒は平壤地域の文人らと文字飲の集まりを結成し、自身の文学的自尊心を特に四六駢儷体の作能力から確認した。「箕城超然臺上樑文」・「遂安龍溪書院延額録序」・「保晩堂上樑文」・「魚川四絶亭序」・「浮碧樓文字飲序」などの駢文が『和隱集』巻4に収録されている。李時恒の例からも分かるように、朝鮮後期の読書-知識人らは様々な理由で駢儷体文章の習熟に傾注した。

高麗・朝鮮では駢文を編んだ選集として崔溘(1287-1340)の『東人之文四六』、趙仁奎(朝鮮中宗期の人物)の『儷語編類』、李植(1584-1647)の『儷文程選』、姜柏年(1603-1681)の『雪峰所選』(仮称、失伝)、金錫胄(1634-1684)の『儷文抄』、南龍翼(1628-1692)の『儷選體』(失伝)、柳近(朝鮮肅宗期の人物)の『儷文註釋』、金鎮圭(1658-1716)の『儷文集成』、洪爽周(1774-1842)の『象藝薈粹』などが出現した。そして明の李天麟など15人が編んだ『詞致録』(1587年刊行、「四六全書」と呼ばれる)は朝鮮に少なからぬ影響を与えた。<sup>25</sup> 『詞致録』は『五百家播芳大全文粹』・『文苑英華』・『翰苑新書』などを利用して、706篇の四六文を収集し、制詞門59篇、進奏門254篇、啓筭門331篇、祈告門19篇、雜著門45篇の5つの部門に分けたことである。5つの部門の下に冊文類・詔令類など44類を配属した。

制詞門: 冊文類, 詔令類, 制誥類 上, 制誥類 下, 麻類, 赦文類, 批答類, 鐵券文類, 德音類, 賜書類, 策問類

進奏門: 表類, 章類, 狀類, 議類, 書筭類, 致語類, 對策類, 露布類, 牋類

啓筭門: 啓類, 狀類, 長書類, 小簡類, 合尖類

祈告門: 朱表類, 青詞類, 疏語類, 告文類, 祭文類, 歎文類, 榜類,

雜著門: 序類, 記類, 論類, 文類(上梁/勸農/(北山)移文), 碑類, 辭類, 箴類(大寶箴), 連珠類, 檄類, 牒類, 教類, 判類

この分類目録は清の孫梅(?-1790)の『四六叢話』の16類26種の文体分類とともに、文字生活で駢文の使用が非常に広範囲に亘っていた事実を物語っている。

朝鮮初期から17世紀まで、駢文を使用した主な文体を列挙すると、以下の如く多様である。

表: 尹淮「擬宋國子監請罷禁偽學表」, 金安國「賀宮嬪謀逆伏誅表」, 申欽「聖節表」

<sup>24</sup> 金氏は夫の弟子の張生をして李徳壽の序文(戊午四月序)を受け、文集の巻頭に収録した。李徳壽、『西堂私載』巻3序、「和隱集序」。また、金氏は夫の門徒をして夫の墓誌銘を李宗城に要請してもらった。李宗城、『梧川先生集』巻11墓碣銘、「兵曹正郎李君墓碣銘并序」。沈慶昊(2015)、101-130頁。

<sup>25</sup> 『四庫全書總目提要』巻193集部46; 香港中文大學圖書館藏明版本16卷; 高麗大学校中央図書館蔵『八代四六全書』1587年木版本; 朴禹勳(1995b); 朴禹勳(1995a)。



篆:「進龍飛御天歌箋」

冊文:卞季良「上王封崇玉冊文」, 金宗直「貞熹王后哀冊文」, 李植「昭顯世子謚冊文」

教書:趙纘韓「右議政三度呈辭不允批答」, 李植「甲申討逆後頒赦中外教書」, 李植  
「王世子冊

封後頒赦中外教書」

上樑文:表沿沫「鳳鳴樓重修上樑文」, 李晩秀「仁政殿重建上樑文」

序:任叔英「統軍亭序」・「統軍亭序」・「雙碧堂序」, 車天輅「公山會序」

祭文:黃慎「誓海文」

佛疏:卞季良「貞陵行太上王救病藥師精勤疏」, 權近「扞新都疏」

青詞:黃啓沃「太一醮祈雨青詞」, 權近「功臣都監誕日醮禮青詞」

檄書:蔡壽「擬馬援征交趾檄」, 高敬命「檄諸道書」

誓:黃慎「誓海文」

送序:任叔英「送李同知春元朝天序」・「送睦參議長欽序」

挽詞:任叔英「挽李參判詞序」

詩序:任叔英「斜川庄詩序」・「友人韓君新居詩序」・「春日燕李同知必榮宅序」・「鍾  
英上人

詩軸序」・「楊江夜遊詩序」・「送韓監司浚謙序」, 金得臣「鶴棲菴夜遊序」

祭文:申欽「祭鄭知事擘文」

韓国では早い時期からすでに駢文が仏教の文章に活用されていた事実を元曉の「本業  
經疏序」を通じて確認できるということは上述の通りである。<sup>26</sup> 仏教で仏陀に供養する  
際に来歴と起源を朗誦する祝疏は「題詞-事実-祈願」の構造を持つが、「題詞」は特に  
対仗(対偶)を使用する。高麗の釋無畏の「寫成金字法華經疏」・「書寫法華經疏」・  
「薦法兄圓慧國統疏」、圓鑑國師冲止(1226-1293)の「定慧入院祝聖夏安居起始疏」・  
「請上堂疏」・「祝令壽疏」などはその例である。朝鮮の奇巖法堅(1552-1634)も題詞  
に対偶を使った。

朝鮮時代の僧侶のうち、枕肱懸辯(1616-1684)、白谷處能(1617-1680)、兒菴惠藏(1772-  
1811)などは特に駢文に優れていた。枕肱懸辯は「謹上翠微堂」・「敬呈法會龍象僉壇」  
・「呈栢坡道人」・「詠月大師原始要終行狀」・「歎風勸友尋師」・「松廣寺下舍堂重  
修勸文」・「松廣寺華嚴殿東西挾室與正門勸文」・「造佛勸文」など多様な文体で駢文  
を活用した。

<sup>26</sup> 元曉、「本業經疏序」、徐居正等、『東文選』卷83; 金英泰(1999)、「元曉의 本業經疏 연구」、  
『元曉學研究』4、元曉學會。

17世紀末、18世紀前半の無竟子秀(1664-1737)<sup>27</sup>は『無竟集文稿』に11篇の駢文を残した。<sup>28</sup> すなわち

、「王祝草」・「靈山別草」・「祈禱七星詞」・「代古鏡師亡師闕服別疏」・「回門山萬日寺事蹟詞引」・「聖壽山盤龍寺事蹟詞引」・「秋月山龍湫寺事蹟詞引」・「徳裕山靈覺寺事蹟詞引并序」・「嶠峯山威鳳寺事蹟詞并序」・「雙溪庵重創上樑文」・「宗家先師祠祭祀」などである。

一方、文人-官僚の蔡彭胤は1725年に「南海大芑寺事蹟碑銘」を作成する際、王簡棲の「頭陀寺碑」を模倣して駢文で序を作成した。<sup>29</sup> 朝鮮時代の官僚文人らは色々な文体で文章を作る際、『文選』やその他の古典から該当文体の文章を模倣し、駢文を導入した可能性もさらにある。

## 5. 結語

韓国では7世紀頃から駢文が金石文と外交文書に使われ始めた。

韓国において駢文は形式的な拘束性ゆえ、文人たちから批判された。しかしながら、次の三つの理由から書写の領域において長らく重視されてきたことを、ここに付記しておきたい。

(1) 六朝以後、唐・宋・元・明から清初に至るまで朝廷の詔誥表章は全て駢文で製作されていた。また、応製などの館閣文章は声律の講究や対偶の活用が要求され、その文体は駢文が中心であった。古文家の歐陽脩と蘇軾も、制誥を草する際に古文を使わず、駢文を用いた。韓国の古代国家、高麗、朝鮮前期でも朝廷の奏章や応製文は駢文を用いることが多かった。

(2) 中国との外交で用いられた表箋は駢文で作成した。清は表箋の書式を別に定めたが、新皇帝が登極する毎に書式を改変したので、官閣の文人たちは表箋の製作能力を磨いておく必要があった。そのため、科挙試験でも常に駢儷製述の習熟度を評価する試験が課された。

(3) 近代以前における韓国の読書-知識層は平仄法と押韻法を完全に使いこなし、文学的力量を蘊蓄することによって文字権力を掌握した。したがって、平仄法を行文に活用する駢儷の文体は、依然として尊重されていた。その上、地域社会や公共の政治領域において、駢文などの上棟文の製作能力は高級な文化力と見なされており、李退溪(諱は滉)のような学者も朝廷の官職に在る限り、宮殿の棟梁文を駢文で作成せねばならなかつ

<sup>27</sup> 秋溪有文(1614-1689)の法系を継いだ僧侶である。南陽洪氏の益山君の一派として生まれたが、10歳余りに家が没落し、その後、僧侶となった。

<sup>28</sup> 1738年(英祖14)6月、任実新興寺開版『無窮花文庫』; 이대형(2018)、195-224頁。

<sup>29</sup> 蔡彭胤、「海南大芑寺事蹟碑銘」(四六)、『希菴先生集』卷24碑銘; 梵海覺岸編、『東師列傳』所収、「頭輪大師傳」。成均館大学校博物館所蔵の拓本の篆額は「頭輪山大芑寺事蹟碑」、碑題は「朝鮮國全羅道海南縣頭輪山大芑寺事蹟碑并序」であり、碑題の次行に「通政大夫原任承政院左副承旨知製教兼經筵叅贊官春秋官修撰官蔡彭胤述并序」とある。

た。散文の古文でも駢文風の連句を活用することが多かったのであり、仏家の知識層の間でも駢文の製作能力は文字活用の習熟度を評価する重要な基準だったのである。

## 参考文献

- 金富弼, 『三國史記』, 校勘本, 民族文化推進會, 1973.
- 徐居正等, 『(影印標點)東文選』, 民族文化推進會, 1999; 『國譯 東文選』, 古典國譯叢書 31, 民族文化推進會, 1998.5. 増版 1刷.
- 韓國古代社會研究所編(1992a), 『譯註 韓國古代金石文』 2, 駕洛國史蹟開發研究院.
- 韓國古代社會研究所編(1992b), 『譯註 韓國古代金石文』 III, 駕洛國史蹟開發研究院.
- 鄭麟趾等奉命撰, 『高麗史』, 影印本, 延世大學校 東方學研究所, 1950; 韓國學文獻研究所, 1983.
- 國史編纂委員會, 『朝鮮王朝實錄』, 影印本, 探求堂, 1981(48책).
- 金宗瑞等奉命撰, 『高麗史節要』, 影印本, 韓國學文獻研究所, 1983.
- 韓國古典翻譯院 韓國古典綜合DB (<http://db.itkc.or.kr>)
- 國史編纂委員會 韓國史DB (<http://db.history.go.kr/>)
- 國立文化財研究所 文化遺產研究知識PORTAL (<http://portal.nrich.go.kr>)
- 金文基(1987), 「崔致遠의 四山碑銘 研究-實態調査와 內容 및 文體分析을 中心으로」, 『退溪學과 儒教文化』 15, 退溪學研究院.
- 金英泰(1999), 「元曉의 本業經疏 研究」, 『元曉學研究』 4, 元曉學會.
- 朴禹勳(1995a), 「韓國의 駢文集 研究」 『國語國文學』 114, 國語國文學會, 185~214頁.
- 朴禹勳(1995b), 「明代 李天麟의 『四六全書』 에 對하여」, 『翰苑論叢』 4, 忠南大 漢文學會.
- 朴禹勳(2002), 「駢儷文과 韻・散文의 關係」 『語文研究』 40, 語文研究學會, 233~252頁.
- 朴禹勳(2008), 「駢儷文 研究의 現況」, 『大東漢文學』 28, 大東漢文學會, 5~35頁.
- 沈慶昊(2012), 『韓國漢文基礎學史』 3, 太學社.
- 沈慶昊(2015), 「朝鮮時代 文集 編纂의 歷史的 特徵과 文集 體制」, 『韓國文化』 72, 서울大學校奎章閣韓國學研究院, 101-130頁.
- 沈慶昊(2016a), 「正祖의 文體政策과 製述賦課」, 『震旦學報』 127, 震檀學會, 131~157頁.
- 沈慶昊(2020), 「韓國漢文學의 駢文 活用 文體와 그 歷史文化上 機能」, 『韓國漢文學研究』 77, 韓國漢文學會, 225-300頁.
- 沈慶昊(2021), 「李滉의 表箋과 上樑文」, 『退溪學論集』 28. 嶺南退溪學研究院, 185-217頁.

- 沈慶昊(2021), 『韓國의 石碑文과 碑誌文』, 一朝閣.
- 沈慶昊, 「譯註陸宣公奏議解題」, 陸贄著, 沈慶昊·金愚政共譯, 『(譯註)唐陸宣公奏議』, 傳統文化  
研究會, 2018-2019.
- 李九義(2002), 『新羅漢文學研究』, 亞細亞文化社.
- 이대형(2018), 「『無竟集文稿』의 駢儷文과 歷史性: 事蹟詞를 中心으로」, 『洌上古典研究』 62, 洌上古典研究會, 195~224頁.
- 李英徽(1990a), 「羅麗代駢儷文研究」, 忠南大 碩士學位論文.
- 趙鍾業(1975), 「百濟時代 漢文學의 傾向에 對하여」, 『百濟研究』 6, 忠南大 百濟研究所, 9~25頁.
- 洪思俊(1954), 「百濟 砂宅智積碑에 對하여」, 『歷史學報』 6, 歷史學會, 254~258頁.
- 洪瑀欽(1991), 「『桂苑筆耕』所載崔孤雲駢文小考」, 論叢刊行委員會, 『蒼谷金世漢教授  
定年退職  
紀念論叢』 亞細亞文化社, 3~18頁.
- 黃渭周(1996), 「漢文字의 受容時期와 初期 定着 過程(1)」, 『漢文教育研究』 10, 漢文  
教育學會, 115-140頁.
- 黃渭周(2000), 「漢文의 初期 定着 過程(2)-紀元 以前의 狀況」, 『大東漢文學』 13, 大東  
漢文學會, 89-130頁.
- 黃渭周(2003), 「漢文의 初期 定着 過程 研究(3)」, 『東方漢文學』 24, 東方漢文學會, 5-  
42頁.
- 張仁青(1970), 『中國駢文發展史』 上冊, 臺灣中華書局, 31~35頁.
- 姜書閣(1986), 『駢文史論』, 人民文學出版社.
- 朱承平(2003), 『對偶辭格』, 岳麓書社.
- 王勇·中西進主編(1996), 『中日文化交流史大系 10 人物卷』, 浙江人民出版社.
- 藤田亮策(1948), 『朝鮮考古學研究』, 高桐書院.
- 道坂昭廣(1997), 「初唐の「序」について」, 『中國文學報』 54, 中國文學會.
- 道坂昭廣(2016), 『<王勃集>と王勃文学研究』, 研文出版.